東海第２原発再稼働反対・日本原電本社包囲行動（10月26日、撮影：国富建治）

談論暴発

▶世界中で極右政党が力を伸ばし、移民排斥の声の高まりを伝える報道を見ると鬱々としてくる。日本は日本で、「高度人材」と使い捨て労働力になる外国人だけを選別し積極的に受け入れるという差別政策をさらに露骨に進めている。つい先日も、日本に住む兄を頼って成田に到着したシリア人が即国外退去となったという話を、対応に動いていた広島の弁護士事務所から聞いた。戻れば命に関わる事態だというのに、難民申請する猶予も与えない対応は、常軌を逸している。▶「子どもの頃のシリアでは、日本はカウカブ（惑星）と呼ばれていたのに」。別世界のような憧れの地だった日本がここまで排外的な国だと知って、友人のシリア人は肩を落とす。▶私が前回担当した当欄で、「こんな国に何の期待もしない」との言葉を入れた。だが、日本に否応なく来てしまった人、そうした人の子孫たちに対しては、それは傲慢で特権的な言葉として響く。“なんの期待もしない、で済まされちゃ困る。日本社会が悪くなればなるほど困るのは私らだぜ”という囁き声が聞こえてきた。（田浪）

contents

●第14期・第６号をお送りします。次号（７号）は12月26日発行予定です。
●毎月月末の木曜日までに発送の作業を終えていますが、お手元に届くまで10日以上かかる場合があるようです。流通上の問題ですのでご了承下さい。

朝鮮半島情勢の大転換と安倍政権

南北首脳による4・27板門店宣言と、史上初となる6・12朝米首脳会談は、朝鮮半島の恒久的平和体制構築と非核化への歴史的転機をもたらした。

現在、平和体制構築の一歩として朝鮮戦争の終戦宣言と段階に応じた制裁解除を求める朝鮮側と、あくまで先に非核化措置を求める米国側との間でこう着状態が続いている。

しかし、これまでの「米朝枠組み合意」（94年）や「6か国共同声明」（2005年）が包括的解決を掲げながらも頓挫したのと決定的違いは、今回の一連の動きを朝鮮半島の主人である南北が主導して米国に求めて行くかつてない構図となっていることにある。

南北首脳による4・27板門店宣言には、「停戦協定から65年にあたる今年、終戦を宣言し、停戦協定を平和協定に転換」するため「南北と米国の3者または南北と米中の4者会談」を積極的に推進することが明記されている。

９月の南北首脳会談で打ち出された、「９月平壌共同宣言」とその付属文書である「南北軍事合意書」では、板門店宣言をさらに具体化するとともに軍事分野でも「南と北は地上と海上、空中をはじめとするすべての空間で、軍事緊張と衝突の根源となる相手方に対する一切の敵対行為の全面的禁止」などを掲げ、そのための具体的で詳細な方策で合意している。そして、すでに板門店共同警備区域の非武装化や非武装地帯内の双方の監視所撤去などが国連軍司令部も巻き込んで進められている。

「来年の早い時期」に第2次米朝首脳会談が開かれるとされているが、すでにボールはトランプの方に投げられているのである。

■「蚊帳の外」で妨害にあがく安倍政権

朝鮮半島をめぐる対話局面の中で一人蚊帳の外に置かれてきたのが安倍政権である。

安倍政権は、昨年までの朝鮮半島をめぐる「戦争危機」の高まりの中で、トランプ米政権が唱えていた軍事力行使を含む「すべての選択肢」をいち早く支持し、朝鮮に対する「最大限の圧力」を一つ覚えのように繰り返しながら、朝鮮半島の緊張を煽り、それを最大限に利用して「戦争のできる国」作りを推し進めてきた。

今年に入り対話局面に入っても、「微笑外交に騙されるな」「最大限の圧力を」と唱え続け、米韓合同軍事演習が延期となるや「これまで通りの規模で再開すべき」などと内政干渉発言すら行い、対話局面に冷水を浴びせることに躍起となってきた。

4・27南北首脳会談、6・12朝米首脳会談が実現の見通しとなると、日本人拉致問題を政治利用し、文在寅大統領、トランプ大統領に「口利き」を依頼して回った。いよいよ朝米首脳会談が実現すると、こんどは一転して日朝首脳会談を模索するポーズをとりはじめたが、依然として朝鮮敵視政策に変わりはない。

■朝鮮半島の平和への動きと日朝国交正常化問題

安倍政権は、拉致問題を日朝交渉の入口としてすべての上に置いてきた。そして①拉致問題は日本の最重要課題、②拉致問題の解決なくして国交正常化なし、③拉致被害者全員の生還－などを掲げている。今回、日朝首脳会談を模索するポーズ取り始めているが、「拉致問題解決に資する」のが前提だとしている。

しかし、それ自体が日朝ピョンヤン宣言の歪曲であり、拉致問題を含め日朝関係が一歩も進んでこなかった要因である。

日朝国交正常化の基本は、かつて日本が朝鮮侵略・植民地支配をおこなった加害の歴史を反省し誠意をもって清算することである。そもそも朝鮮半島の南北分断・対決にかこつけて過去清算を逃れ、国交すら持ってこなかったこと自体が異常なことだ。

拉致問題について言うなら、朝鮮側は、2002年9月の小泉首相の訪朝時に金正日国防委員長が謝罪し再発防止を約束、日本政府認定の13名のうち4人生存、8人死亡、1人未入国、認定外の１人の生存を通知し、生存者５人の帰国が実現した。その後、2014年の日朝ストックホルム合意を受け、朝鮮側が拉致を含む包括的な在留日本人の調査を実施、拉致関連では2002年時点と変わらない調査結果から、日本側が報告の受取りを拒否しているという（宋日昊・朝日国交正常化交渉担当大使）。

「死亡」とされた人の家族が「生きて返せ」という感情を持つことは分からないではないが、政府が家族感情に乗っかり繰り返すのは外交ではなく、政権浮揚のために家族を政治利用したパフォーマンス以外の何ものでもない。

■問われる植民地主義の清算－韓国大法院の徴用工判決をめぐって

10月30日、韓国大法院（最高裁）は、元徴用工4人が新日鉄住金を相手に損害賠償を求めた裁判で原告側請求を認め一人当たり1億ウォン（約1千万円）の支払いを命じた。

安倍首相や河野外相は、ただちに日韓請求権協定（65年）により「完全かつ最終的に解決済み」「国際法違反」などと声高に主張している。

私たちは、日本の朝鮮侵略・植民地支配を「合法」と居直り、朝鮮半島の南北分断に踏み込み締結された日韓条約体制は、その前提から見直すべきだと考えているが、この安倍や河野の主張は、これまでの日韓請求権協定を前提とした政府見解や最高裁判決からも逸脱している。

日本政府はこれまで「完全かつ最終的に解決済み」について、外交保護権は消滅するが、個人の請求権は消滅していないとしてきた（1991・92柳井俊二条約局長、加藤紘一外相らの国会答弁）。さらに中国人強制連行被害者の裁判で、最高裁は「請求権放棄条項で失われたのは被害者が訴訟によって請求する権能であり、被害者個人の実体的権利は失われていない」（2007年）と判示し、政府や企業による被害回復のための自主解決を求め、その後、被告企業は正式に謝罪し和解したという事例もある。

ここで浮き彫りになっているのは、いまだ植民地主義を清算できずにいる日本の姿である。韓国では判決を控えている後続裁判や追加訴訟の準備も進められている。これらの被害者は未だ国交すらない朝鮮にも多数いることを忘れてはならない。

安倍政権を一刻も早く退陣させることが、これらの状況を打開する一歩である。

（渡辺健樹／日韓民衆連帯全国ネットワーク）

安倍靖国参拝違憲訴訟控訴審判決を斬る!

2018年10月25日、東京高等裁判所（大段亨裁判長）は、控訴棄却の判決を下して、控訴人らの主張を全面的に排斥した。不当判決である。

1.控訴審の訴訟進行について

大段裁判長は、第1回、第2回の口頭弁論において控訴人意見陳述を認め、またパワーポイントをスクリーン上映する形での控訴理由書の要旨陳述を認めるなど、当初、訴訟進行については比較的柔軟な対応を行っていた。また事務方を通じて第3回の口頭弁論期日の期日調整を行うなど、今後の証拠調べ（検証、証人尋問、本人尋問）に前向きな姿勢を示していた。

しかし、第2回口頭弁論で、大段裁判長は本性をむき出しにする。控訴人らの意見陳述が終わった段階で、控訴人ら申請にかかる証拠調べ請求について「すべて必要なし」として却下して弁論終結を宣言し、当初口頭弁論を実施することを示唆した10月25日を判決言渡期日として指定した。

その後2度に亘って弁論再開の申立を行ったが、これに全く応じる姿勢を見せなかった。

このような経緯から、弁護団としては被侵害利益を認めるような判決は難しいと予想していたが、安倍談話を「不戦の誓い」と判示した原判決に対しては、控訴審のプライドを示して、何らかの苦言を呈するのではないかと密かに期待した。

2.平成18年判決ドグマに囚われた控訴審判決

しかし、その期待は裏切られた。判決は、原判決に若干の語句訂正を行って、裁判所名を地裁から高裁に書き換えて、上書き保存したような代物だった。

具体的には、

・平成18年判決（小泉参拝違憲訴訟の最高裁判決。内閣総理大臣による靖国参拝を一般人によるものと同視して、参拝にとどまる限りは圧迫干渉にならず法的利益の侵害は認められないとした判決）は正当である。

・信教の自由、思想信条の自由等の侵害については、本件参拝及び参拝受入が控訴人らに圧迫干渉を加えるものではないから、権利侵害はない。

・宗教的人格権、平和的生存権などについては、権利の未成熟性ないし抽象性ゆえに、控訴人らの法的利益自体が存在しない。

・（憲法判断を回避した点については）違憲立法審査権は事件解決に付随して行うものであるところ、本件は権利侵害が認められない（つまり事件性がない）から憲法判断を行う前提を欠く。

というもので、「従来の判決の枠組みから一歩も踏み出すまい」とする執念さえ感じさせる判決であった。

3.原判決の全面的な引用

控訴審判決の醜悪さは、問題だらけの原判決に対する苦言を呈さないどころか、これを全面的に引用している点に顕著である。

「平和とは、理念あるいは目的などを示す抽象的概念であって、憲法前文にいう『平和のうちに生存する権利』もこれを主張する者の主観によってその内容、範囲が異なりうるものであり、未だ具体的なものではないから、平和的生存権を被侵害利益と認めるのは困難である」と原判決と全く同一の文言で平和的生存権の具体的権利性を否定した。これは、具体的権利性を認めたイラク派兵違憲訴訟の名古屋高裁判決を否定するものであり、何よりも同権利が武力の不保持と戦争放棄という形で憲法9条1項、2項で具体化されている点を看過するものであって、到底容認できるものではない。

さらに参拝直後の安倍談話について「少なくともこれを素直に読んだ者からは、被控訴人安倍が本件参拝によって恒久平和の誓いを立てたものと理解されるものであって、本件参拝が戦争準備行為であるとか、本件参拝によって国際緊張を高めて軍事的衝突を引き起こす可能性が高まるといった理解をするのは困難」とこれも原判決を一言一句違えることなく引用して、これを『恒久平和の誓い』と評価した。通常訴訟では、当事者の陳述を、客観性がないと排斥することが多い裁判所が、安倍談話を「鵜呑み」にする。その地位が内閣の任命にかかる裁判官の「すり寄り」「忖度」「迎合」が、ここに端的に表れている。

4.控訴審で展開した新たな論理

他方で、判決では排除されたものの、「首相の靖國神社参拝については『強制、圧迫、干渉』と認められない限り法的利益の侵害もなく、政教分離違反も判断しない」という平成18年判決のドグマに対抗する新たな理論を控訴審では展開した。

例えば、信教の自由について、政教分離原則との関係の相対性を根拠に、同原則違反の有無を判断する基準ないし要素（宗教行為性の有無、程度、態様、効果）を加味して判断すべきとの理論、本件参拝が私的参拝だとしても安倍晋三が内閣総理大臣たる地位にある以上、公共の福祉による制約を受けるから保護すべき利益はなく利益考量を行うべきであるとの理論等を展開した。

また、間接的に「同化の圧力」を受けずに信仰乃至信念を維持する権利（自由権規約18条、19条）、「戦争のための宣伝」「暴力の扇動となる憎悪の唱道」の該当性（同20条）、旧日本軍による戦争被害を受けた国の市民ら（中国、韓国、ドイツ、カナダ、香港等に在住する各市民）が本件参拝によって被った屈辱感や怒りを、客観的な歴史を内実として被侵害利益として展開した。

さらに、付随的審査制の趣旨根拠と近時の最高裁判例の理論から、憲法判断に踏み込むべき理論を展開した（青井未帆学習院大教授の意見書）。

これらが平成18年判決を覆す萌芽になり得ると確信している。

5.上告審に向けて

控訴人らは11月7日付けで最高裁に上告提起及び上告受理申立を行った。

上告審での戦いは、この「平成18年ドグマ」を最高裁に撤回させるものになる。そのための更なる創意工夫が、今後の訴訟活動には求められるものである。

（井堀　哲／安倍靖国参拝違憲訴訟弁護団事務局長・弁護士）

相模補給廠に「第38防空砲兵旅団司令部」
—まだ見えない全体構想

10月16日、相模補給廠の西門前で、相模補給廠監視団などの呼びかけで、抗議行動が行われた。「第38防空砲兵旅団司令部」という聞いたこともない司令部が突然やってきたためだ。米軍から日本政府への連絡は９月５日、それなのに相模原市には９月28日になってようやく通告。市の要望も聞かず、調整も行わず配備を強行したのだ。

「砲兵」とはミサイル部隊のことで、報道を整理すると司令部の指揮関係は下記のようになる。

第94陸軍防空ミサイル防衛司令部（ハワイ、司令官は准将）
　第38防空砲兵旅団司令部（ハワイ→相模補給廠で再編成。司令官は大佐、半年後に115人体制）
　　第１防空砲兵連隊第１大隊（パトリオットミサイル、沖縄・嘉手納基地）
　　　第10ミサイル防衛中隊（Xバンドレーダー、青森・車力）
　　　第14ミサイル防衛中隊（Xバンドレーダー、京都・経ケ岬）

軍事的な常識から言うと、これでは「旅団」の規模にはならない。陸自の普通科旅団と比べるのはあまり適切ではないと思うが、陸自第12旅団（群馬・相馬原）の場合、３個連隊（1000人×３個＝3000人）に、ヘリコプター隊、偵察隊、後方支援隊等で構成される約4000人の戦闘集団である。

１個大隊プラス２個中隊では、連隊の規模にも少し足らない。それを旅団司令部と言っているのは今後の増強を想定しているからなのか。「グアムのTHAAD（サード）ミサイル部隊も、もうすぐ指揮下に入る」と在日米陸軍司令官のヴィエット・ルオン少将は10月31日の司令部編成式で発言。では、2017年９月に韓国の慶尚北道星州に配備が完了した６基の発射機をもつTHAADミサイル部隊との関係はどうなるのか。これについて在日米軍関係者は何も語らないのは、あまりにも不自然である。

車力と経が岬のXバンドレーダーの集めた情報は、ハワイに設置されている指揮管制システムC2BMC（Command, Control, Battle Management and Communications）にリアルタイムで送信されているという。衛星からの情報も含め、種々の情報を集約しどの部隊に迎撃を命じるのもC2BMCの任務だそうだ。だとすれば、「中間司令部」のようなものを相模補給廠に置く意味は何なのか。キャンプ座間の「日米共同部」との関係はどうなるのか。

元自衛艦隊司令官の香田洋二との対談で、前インド太平洋軍司令官のハリス大将は「砂漠・山岳作戦に全軍がどっぷり浸かった陸軍が、果たして太平洋や南シナ海の島嶼作戦に対応できるのか」と発言している。７月にハワイで行われた環太平洋合同軍事演習に、陸自の12式地対艦ミサイル部隊がはじめて参加し、無人偵察機からのデータ送付を受けて、標的艦にミサイルを発射する訓練を行った。実はこの訓練にはアメリカ陸軍の高機動ロケットシステムや第16、第25戦闘航空連隊のAH-64E対戦車ヘリも参加している。現時点ではあまりにも情報が少ないが、アメリカ陸軍と陸上自衛隊が新たな連携の道を歩みだそうとしているように思える。今後の動向は要注意である。

（木元茂夫／すべての基地に「No!」を・ファイト神奈川）

改憲を先取りする新しい「防衛大綱」に反対する
12・15学習・討論集会へ

防衛力整備の基本方針、「防衛計画の大綱」の改定と、それに基づく2019年度からの5年間の「中期防衛力整備計画」の策定が迫っている。自民党は、新「防衛大綱」に弾道ミサイルなどの発射の前に敵の拠点を攻撃する「敵基地攻撃力」の保有を明記することを提言していた。だが政府は、これを見送る方針だという。

明文化の必要がないと判断した理由は、既に2018年度予算で、敵の脅威圏外（スタンド・オフ）から敵を攻撃できるミサイル（スタンド・オフ・ミサイル）の導入（22億円）、F35Aに搭載するスタンド・オフ・ミサイルの取得、高速で滑空して目標に命中する島嶼防衛用高速滑空弾の要素技術の研究（46億円）、島嶼防衛用新対艦誘導弾の取得（54億円）などが獲得されているからだろう。

防衛省は、2019年度予算の概算要求で、５兆３千億円にも達する史上最大の大軍拡予算を要求している。それには、F15２機をスタンド・オフ・ミサイル搭載可能に改修するのに101億円、その関連経費に439億円、スタンド・オフ・ミサイルの所得に73億円、島嶼防衛用高速滑空弾の研究に138億円、地対艦誘導弾12式（１式132億円）の取得をなどが盛り込まれている。概算要求にないものも、新しい「防衛大綱」を受けて盛り込まれそうである。護衛艦「いずも」を改修し、戦闘機が離着陸できる事実上の空母を保有するといったものである。

「敵基地攻撃力」に保有が既成事実として明記されない中で、新「防衛大綱」の目玉になるのは「領域横断的防衛力」だ。「領域横断的防衛力」の中心は、宇宙領域における対処能力の強化、サイバー攻撃対処態勢の強化、電磁波への対応能力の強化などである。攻撃対象の位置を把握するにも、陸海空自衛隊および米軍・自衛隊の統合機動運用するのにも、宇宙空間、サイバー空間での優位性の確保は不可欠である。電磁波も、索敵や敵の統合機動運用機能を麻痺させるのに用いる。

宇宙空間、サイバー空間における協力強化は、2015年版「日米防衛協力のための指針」（ガイドライン）の第Ⅵ章に盛り込まれていたものだ。「領域横断的作戦」という概念も、2105年版ガイドラインに出てきたものだ。ちなみに、その第Ⅴ章は「地域の及びグローバルな平和と安全のための協力」であり、それのいう「国際的な活動における協力」には、「海洋安全保障」も盛り込まれている。そのことからすれば、空母を保有してインド・太平洋地域で自衛隊が中国の海洋進出に対抗するという想定も、2015年ガイドラインの実質化かもしれない。

こうした日米安保と新しい「防衛大綱」の関係について、日米ガイドラインに詳しい大内要三さんに論考を聞きたい。そう思って設定したのが、12月15日の集会である。是非、ご参加ください。（→８ページ集会・行動情報参照）

（池田五律／有事立法・治安弾圧を許すな！
北部集会実行委員会）

状況批評

誰のための単独親権制度？

宗像　充（共同親権運動ネットワーク）

　今年７月17日の記者会見で、当時の上川陽子法相は「親子法制の諸課題について、離婚後の単独親権制度の見直しも含めて広く検討したい」と表明している。すでにこれに先立ち、４月にはイタリアとフランスの大使が、EU加盟各国連盟の書簡とともにこの問題の解決を求めて法相を訪問している。オウム真理教幹部への死刑が執行されて一週間が経ち、その野蛮さに、日本への国際的な批判が最高潮に達した時期だった。法相の発言は、同じくその野蛮さが国際的な批判の的となっている、子どもの連れ去り問題へのアドバルーンだったのだろう。

　ぼくは2007年に人身保護請求によって子どもを元妻に引き渡し、その後子どもと引き離された経験を持つ。事実婚だったので親権がなく、その後子どもとの関係を維持するためだけに、10年の間に５回裁判をすることになった。会わせたくない親の感情はいろいろだろう。でも「だから会わせなくていい」となれば、それは引き離された側からは「責任転嫁」でしかない。そう市民運動の現場でことあるごとにこの問題を訴えてきたが、被害者保護を損なうものと冷ややかな視線も感じてきた。

　この国では親の別れが親子の別れに直結する。「権利ばかり主張して」「DV男」「執着している」……ぼくたちが被害を訴えたときに投げかけられた言葉には果てしがない。10年前に運動をはじめたころには、「シングルマザー」という言葉はあっても、「別居親」という言葉はなかった。子どもと離れて暮らす親は、「シングル」でしかなかった。

　運動が無視できない状況になってくると、今度は「問題のある別居親」（週刊金曜日）とぼくたちは呼ばれるようになった。この問題に限って言えば、別居親や、その多くを占める男性に対するヘイトをためらわないのは、むしろ、左派・リベラルである。親権なんか別居親に渡すと、被害者のDVやモラハラの被害が継続するというのだ。しかし、彼らが「被害者」であるのは、子どもを確保しているからだ。女性の別居親が被害を訴えたところで、公的支援は何もない。

　男女の親権取得率は女性が８割を占める。それは夫婦間に葛藤を生じたときに、相談に行って逃げる場所（多く「シェルター」など）を用意されているのは女性だけだからだ。裁判所は子どもを引き離された側から親権を奪う。親権目的の子の連れ去り＝拉致が生じる所以だ。この点から見れば別居親は被害者である。しかし別居親を批判する側は、これを被害とは認めない。男性が子育てに関わることへの権利性を認めないからだ。そうなると、それは過剰な権利主張で、そんなやつらのための法整備なんて必要ない、となる。別居親は「問題がなければならない」のだ。原因と結果が倒錯しているが、そう感じないとしたら、あなたが性別役割分業の罠にどっぷりはまっているからだ。

　しかし、男社会を批判し、女性が割を食っている、という観点からすれば、男性の側がジェンダーバイアスによって割を食っている部分があるということには無頓着で、むしろ男性の側に反省を求めることが「進歩的」になる。たとえば、憲法学者の木村草太は、「別居親が、主観的に『自分との交流は子の利益になる』と思っていても、DV・虐待・ハラスメントなどの要因で客観的にはそう認定できないことがある。そうした場合には、面会交流は避けるべきだし、ましてや親権を与えるべきではない。面会交流の不全は、裁判所か、別居親の問題であり、親権制度とは関係がない」（沖縄タイムス８月19日ネット配信）と別居親へのヘイトを正当化する。

　ぼくは、事実婚（つまり未婚）でこうなっている。木村は、非婚の父を倫理的でないと責めるのだろうか。「男が仕事しないで子育てできる世の中を」とぼくは主張するが、フェミニストの社会学者は、「共同親権が成立したら変わること―養育費はゼロになる？」とヤフーニュースに投稿する（千田有紀、７月18日）。男の子育てより、男が家庭に金を納めないのが問題なのかと思うと、家制度にどっぷりつかったその主張をもはや「進歩的」などとぼくは呼ばない。アメリカでは、イガリタリアン（平等主義者）がフェミニストと対抗するようになったとも聞く。その気持ちはよくわかる。

　ちなみにぼくもDV家庭の援助にかかわっているし、ぼく自身も当事者だったので、実際の暴力の現場で親権の有無が役に立たないことくらいは知っている（一方親権をめぐっての争いが暴力に至る事件はよくある）。DVの被害者は専ら女性というのも事実ではない。2014年の内閣府の最新の調査では、既婚者のうち、DVの被害を受けたことがあると答えた性の割合は、女性が23.７%に対し、男性は16.６%。さらに配偶者からの被害経験を「この１年間」で見ると、男性が39.３%、女性が37%と男性の被害経験の方が女性を上回っている。

　DV防止法で女性を逃がして離婚させることができても、そもそもそこに「客観的な認定」などないし、それは裁判所も指摘している（４月25日名古屋地裁判決）。日本のDVは民事対応なので、仕返しを恐れた当事者は告訴よりも連れ去りという手段を取る。実際には暴力の有無にかかわらず男性を家庭から排除し、「お母さんだから拉致OK」なんて、暴力そのものだ。

　多くの国々は、単独親権から共同親権へと移行していった。この流れは世界的なものだ。子どもは両親から生まれる、親どうしの関係は子どもから見て対等という事実は、家の都合や親権をめぐる男女の主導権争いを凌駕していったのだろう。ドイツでは非婚の父の訴えで単独親権制度が違憲とされた。

　日本でも多くの父親母親が、過去単独親権制度の違憲、撤廃を求めてくり返し裁判を闘ってきた。憲法の観点からこの問題の解決を求める学者や法律家も出始めている。何より、婚外子差別の解消を求めてきたり、義父の介助という嫁の役割を断れなかったりした経験のある女性たちは、ぼくたちの運動を励ましと共感をもって迎えてくれた。性にとらわれない個人の解放を求めるならば、ぼくたちがすべきは、異性への敵意を煽るより、「結びつける言葉」をどう見つけだすかではないか。

「テルマ」

ヨアキム・トリアー監督（2017年、ノルウェー他、116分）

実は、アメリカ（合州国）とメキシコの国境問題をテーマにした、「ボーダーライン」の続編である「ボーダーライン　ソルジャーズ・ディ」を紹介するつもりだったが、その公開日が11月16日で、本誌の締め切り日が、ちょうど、その16日。さすがに、当日観た映画の紹介を、その日に速攻で書いて、送るのは、しんどいので、以前、観た「テルマ」について、書くことにした。東京での上映は、もう終わってしまうけれども、地方での上映は続いているし、いずれ、DVDでも、観ることが出来ると思うので……。

以前、アグニェシュカ・スモチンスカ監督の「ゆれる人魚」（2015年、ポーランド、92分）という、ホラー映画を観た。人食い人魚姉妹の哀しい運命を描いた、ホラーだけれども、ミュージカル仕立てという、異色作だ。すでに、DVD化されている。ハリウッド製でも、韓流でも、Ｊホラーでもない、ヨーロッパの辺境ホラーは面白いと思って、日ごろ、注目していた。

デンマーク生まれで、ノルウェーで活動する、今や、北欧を代表する映画監督のひとりとなったヨアキム・トリアー監督の最新作「テルマ」は、監督自身は「ロマンティック・スーパーナチュラル・スリラー」と呼ぶ、ホラー映画である。

オスロの大学に通うため、ノルウェーの田舎町から大都会に出て来たテルマは、信仰心が強く、抑圧的な両親との田舎での暮らしから解放され、同級生の女性、アンニャとの恋に落ちたことをきっかけに、自らの中に封印されてきた、ある恐ろしい力を目覚めさせてしまう。その力とは、自らが強く願うことを、必ず、実現させてしまうという、（超）能力だった。そして、子供時代、その能力を封印してきた両親は、再び、彼女を廃人にしてしまいかねないほどの、強力な精神安定剤の使用によって、テルマの能力を、無理矢理、封じ込めようとするが、両親の意思に従おうとしつつも、彼女の心は、それに抵抗する。そのことが、もたらす、恐ろしい結末とは……という物語である。

ヨアキム・トリアー監督は、残虐なシーンは、極力抑えて、むしろ、少女から自立した女性になろうとするテルマの苦悩に焦点をあてた、実にみずみずしくも、残酷な物語を、静かに、紡ぎ出す。「キャリー」を彷彿させるという映評もあったが、むしろ、それとは真逆のストーリーの、秀作である。

これは、両親や社会の呪縛から逃れて、旅立つ少女の物語である。そして、人は彼女を、「魔女」と呼ぶ。自分を否定し、愚弄した人々を道連れにして、自らも破滅するキャリー。しかし、テルマは、あくまでも、「生」を選択する。息を飲むような北欧の自然も、美しい。

（土方美雄／年金では生活出来ない生活者）

『鎖塚――自由民権と囚人労働の記録』

小池喜孝著　岩波現代文庫　1420円+税

本書が現代史出版会から刊行されたのは1973年。このたび「明治国家の大罪を撃つ／迫力のドキュメント」という帯をつけて岩波現代文庫に収められた。書名の『鎖塚』は、網走ー旭川間の道路工事中に亡くなった囚人の墓の上に残されていた鎖にちなんで名付けられた、端野町緋牛内にある塚。

1916年生まれの著者は、東京で小学校教員をしていたが、48年ＧＨＱにより教職追放。出版社勤務ののち北海道に移り教師に。その傍ら、民衆史掘り起こしの運動をすすめ、2003年に亡くなった。秩父事件逮捕者の北海道での追跡調査から囚人労働のことを知り、寺の過去帳、刑務所などに残されていた資料を発掘し、伝手をたどって関係する人びとから聞き取り調査を行ない、囚人労働の実態と歴史を明らかにした本書が生れた。

囚人労働による北海道開発を提案したのは伊藤博文だという。安い賃金で苛酷な労働をさせられるし、それで死者が出れば囚人の数が減りさらなる経費節約になる。一石二鳥を狙った明治政府の方針だ。また、三池炭鉱での囚人暴動の首謀者たちが網走や釧路へ送られた例もあるそうだ。硫黄山採掘のために釧路集治監、など「北海道の集治監は、開拓のために設置され、囚人は拘禁労働者として“強制連行”されたのである。鎖つき労働による北海道開発は、この後、タコ、朝鮮人連行へとつづいた」（p.117）。「囚人労働の本質である拘禁性と低賃金をうけつぎ、企業の利潤を最大限に、暴力的に保証するのが監獄部屋であり、飯場制度であった」（p.206）。そして「憲兵と棒頭と民族蔑視が加重された“監獄部屋以下的”惨状」「朝鮮人が最も多く強制連行されたのは九州の炭鉱であったが、最も虐待され、死亡率が高かったのは北海道であった」（p.274）。

本書に見開きで収められている「朝鮮人強制連行・労働の地図」を見ると、鉱山、飛行場、炭鉱、ダム・発電所などで北海道が埋まっている。これらを統括していた「日本建設工業統制組合」には、大成建設、鹿島組などリニアや辺野古の報道で目にする名前が並んでいる。

本書には、囚人労働の苛酷な実態とともに、それを変えようと国家の方針に抵抗した人びとの逸話が紹介されている。囚人の待遇改善をはかった典獄・教誨師のキリスト者、労働運動の活動家などだ。また、囚人の墓を供養して回る尼僧になった屯田兵の娘。監獄部屋から逃げ出した同胞を助ける朝鮮人のネットワーク。さらに、戦時中の教師だった著者が撲ってしまった金栄達。彼の眼には「日本帝国主義の手先」として映っていただろう、という自己認識が本書の背骨になっているように思う。

11月初め、次世代に引き継ぎたい貴重な自然や建物を対象とする「北海道遺産」に道内５か所の「集治監」が選定された。建造物にではなく歴史に光を！

（田守順子）

反改憲ニュースクリップ

対野党「強硬」布陣で臨むも 憲法審はいまだ開けず

2018年10月14日～11月15日

【10月16日】〈安倍発議〉自民党が、衆院憲法審査会の運営で、公明党や野党との協調を重視してきた中谷元・筆頭幹事と船田元・幹事を交代へ。筆頭幹事には安倍晋三首相に近い新藤義孝元総務相を充てる。党憲法改正推進本部長の下村博文も幹事に。推進本部事務総長には平沢勝栄衆院議員を起用。

【10月22日】〈安倍発議〉自民党の船田元（前・党憲法改正推進本部長代行）が、衆院憲法審の筆頭幹事から自らや中谷元ら、野党に対する「協調派」が外されたことについて、「強硬派によって審査会を運営すると言うメッセージを内外に示した」とブログで指摘。

【10月24日】〈所信表明〉第197臨時国会が召集。安倍首相は衆参両院本会議で所信表明演説を行い、改憲について「政党が具体的な改憲案を示すことで、国民の理解を深める努力を重ねていく」と意欲示す。

【10月27日】〈世論調査〉改憲問題に「関心がある」と答えた人の割合が64.1%となり、同じ質問を始めた2013年以降最低となったことが、「新聞通信調査会」による全国世論調査で判明。20代では「関心がある」が48.8%で、初めて50%を割り込む。

【10月28日】〈安倍発議〉萩生田光一自民党幹事長代行が「安倍晋三首相が黙ることで憲法審査会が動くのであれば、そういうことも考えたい」と発言したことに対し、「首相が黙ろうが、黙るまいが意味がない」（玉木雄一郎・国民民主党代表）、「首相が立場もわきまえず余計な発言をしている証左でもある」（福山哲郎・立憲民主党幹事長）と与党から反発。

【10月29日】〈９条〉安倍晋三首相が衆院本会議の代表質問で、「国民のため命を賭して任務を遂行する隊員の正当性の明文化、明確化は国防の根幹に関わる」と９条改憲への意欲を表明。**〈安倍発議〉**自民党の下村博文・党憲法改正推進本部長が、289ある党の衆院小選挙区支部ごとに改憲推進本部を設立するよう通知。

【10月30日】〈安倍発議〉安倍首相が参院本会議での各党代表質問で「憲法に関する事柄を含め、政治上の見解等について国会に対し、（首相が）議論を呼び掛けることは禁じられておらず、三権分立の趣旨に反しない」と述べる。**〈改憲手続法〉**国民民主党が、スポットCMなど政党による広告放送の禁止を柱とする改憲手続法改定案を了承。企業や団体が国民投票運動に支出する上限を５億円とする規制も盛り込む。

【11月１日】〈改憲手続法〉公明党の北側一雄憲法調査会会長が、国民民主党が主張する政党のスポットCM禁止案について「中身を真摯に検討したい」と発言。

【11月２日】〈９条〉安倍首相は衆院予算委で、９条改憲に関して自民党の条文イメージと自身の考え方は一致しないとの認識を示す。自民党案によると自衛隊は「必要最小限度の実力組織」とは言えなくなるため、国民民主党の階猛議員が「安全保障法制で認められた限定的な集団的自衛権より広い『フルスペック』の集団的自衛権の行使が可能になる」と指摘し「首相の考え方と自民党案は違う内容か」とただしたのに対し、首相は「そういう趣旨だ」と答えた。／山本幸三元地方創生担当相が「９条改正の前に戦争回避の議論が先決」として、改憲は不要だとする考えを明らかに。**〈改憲手続法〉**自民党憲法改正推進本部の高村正彦最高顧問が、国民民主党のテレビCM規制案について、継続審議となっている国民投票法改正案の審議とは切り離すべきだとの考えを示す。

【11月３日】〈安倍発議〉自民党の下村改憲推進本部長が北海道北斗市の同党支部研修会で講演。改憲に向けた下村の「全国行脚」の第１弾。函館市では記者団に「良くも悪くも『安倍色』を払拭することが必要だ」と語る。

【11月７日】〈安倍発議〉自民党の稲田朋美筆頭副幹事長がラジオ番組に出演し、今国会で改憲議論を進めることに意欲。

【11月９日】〈職場放棄？〉自民党の下村改憲進本部長がTBSのCS番組収録で「憲法審査会で憲法改正について率直な議論をすることさえしないのは、国会議員の職場放棄ではないか」と述べ、憲法審開催に応じようとしない立憲民主党などに苦言を呈する。**〈憲法審〉**自民党が憲法審の委員割り当てを見直し、希望の党と会派「未来日本」にそれぞれ１議席を譲る。野党を巻き込んで憲法論議を活性化させる狙い。

【11月10日】〈職場放棄？〉下村博文の「職場放棄」発言について、国民民主党の玉木代表「円満な環境づくりに貢献するとは思えない言葉だ。かえって憲法の議論が遠のいたのではないか」。

【11月12日】〈職場放棄？〉自民党の二階俊博幹事長が下村博文に対して「野党にものを言うときは慎重の上にも慎重であってもらいたい」と苦言を呈する。

【11月13日】〈職場放棄？〉公明党の山口那津男代表「よろしくない発言だと思います。相手を非難して、かえって議論が進まないような状況を作ってしまうのではないか」。主要野党の憲法審幹事らは、下村から謝罪がない限り、憲法審開催には応じないとの方針で一致。下村は、就任予定だった衆院憲法審査会幹事を辞退する意向を固める。

【11月14日】〈職場放棄？〉日本維新の会の馬場伸幸幹事長「下村氏が言っていることは、本質的には間違っていない。ただ、そういった役回りはわれわれに任せてもらい、野党側は憲法審査会を開かせない口実を探しているので、トラップにはまらないようにしてもらいたい」。

【11月15日】〈職場放棄？〉下村が都内の講演で「野党の皆さんに不快な思いをさせてしまい、心からおわびを申し上げたい」と述べる。この日、木曜を定例とする憲法審の開催は、野党からの同意が得られず見送り。10月24日の国会召集から憲法審は一度も開けず、自民党の改憲案の提示どころか、継続審議となっている改憲手続法も審議すらままならない状況。

集会・行動情報　12/5 ～ 12/23

▶ 12月5日（水）9条改憲阻止・天皇代替わり反対！大阪集会◆18：30◆国労大阪会館（JR天満駅）◆講演：中島光孝（弁護士）「9条改憲と改憲特例法」◆参加費：800円◆参戦と天皇制に反対する連続行動

■中野晃一さん無料講演会「日本の政治は今～国際関係や国内課題」◆18：30◆カトリック麹町イグナチオ教会アルペホール（信徒会館3階）（JR・地下鉄四谷駅）◆講師：中野晃一（上智大教授）

■大間原発差し止め裁判口頭弁論＆報告集会◆第18回口頭弁論◆14：00◆東京地裁103号法廷（東京メトロ霞が関駅下車）◆裁判報告集会◆15：30◆参院議員会館101（地下鉄国会議事堂前・永田町駅）◆弁護団報告：井戸謙一◆講演：田中一郎（ちょぼちょぼ市民連合）◆主催：大間原発反対関東の会、共催：経産省前テントひろば

■9条改憲阻止・天皇代替わり反対大阪集会◆18：30◆国労大阪会館（JR天満駅）◆講師：中島光孝（弁護士）「9条改憲と天皇退位特例法」◆800円◆参戦と天皇制に反対する連続行動

▶ 12月6日（木）「秘密保護法から5年」―民主主義、市民の権利を問う集い◆18：30◆文京シビックセンター26階スカイホール（地下鉄後楽園・春日駅）◆お話：望月衣塑子（東京新聞記者）◆500円◆共謀罪NO！実行委

■沖縄の民意を踏みにじるな！辺野古新基地建設を許さない首都圏集会◆18：15◆日本教育会館3階大ホール（地下鉄神保町・九段下・竹橋駅）◆オープニング：豊岡マッシー◆基地の県内移設に反対する県民会議、戦争させない・9条壊すな！総がかり行動実行委、「止めよう！辺野古埋め立て」国会包囲実行委

■九条の会・さいたま緊急学習会第3弾「憲法を変えるには国民投票が最後のハードル　今から知っておこう広告に操作される憲法改正」◆18：00◆浦和コミュニティーセンター第15集会室（JR浦和駅東口）◆本間龍（作家）◆500円◆九条の会・さいたま

■共謀罪法廃止！秘密保護法廃止！　12・6．4・6を忘れない6日行動◆12：00◆衆院第2議員会館前（地下鉄国会議事堂前・永田町駅）◆共謀罪NO！実行委、「秘密保護法」廃止へ！実行委

■芸術と憲法を考える連続講座第12回「山と語学を愛した大学生はなぜ逮捕され命を奪われなければならなかったのか」◆18：30◆東京芸大上野キャンパス音楽学部5号館1階109教室（JR上野駅）◆①映画「レーン・宮沢事件　もうひとつの12月8日」②「鼎談・秘密保護法・戦争の時代に事件から何を学ぶか」山野井孝（元毎日新聞印刷部長）、山田健太（専修大）、川島均（東京芸大）◆共催：東京芸大音楽学部楽理科、自由と平和のための東京芸大有志の会

▶ 12月8日（土）アベ改憲阻止！千葉県民集会◆開場：18：00◆千葉市民会館大ホール（JR千葉駅下車）◆開場：18：00◆講師：中野晃一（上智大教授）◆安保法制廃止！立憲主義、民主主義をとりもどすオール千葉県の会

■出版記念講演会『ストする中国　非正規労働者の闘いと証言』◆明治大学リバティータワー6階1063教室（JR御茶ノ水駅下車）◆開場13：30◆講演：石井知幸（明大中国研究所）◆共催：明治大学中国研究所、明治大学労働メディア研究センター、レイバーネット日本国際部

■憲法9条を考える鶴ヶ島の会　井筒高雄さん講演会「かんがえてみようよ！　自衛隊を憲法に明記してはいけない理由（ワケ）」◆13：30◆鶴ヶ島市南市民センター1階集会室（東武東上線鶴ヶ島駅）◆500円◆安保法制の廃止をめざす鶴ヶ島市民の会、憲法9条を考える鶴ヶ島の会

■核燃料サイクルと核廃棄物について考える～もんじゅ廃炉が示す矛盾～◆講師：池島芙紀子（ストップ・ザ・もんじゅ）、平田一秀（核のゴミキャンペーン関西）、総合司会：野上愛（緑の大阪）◆13：00◆エルおおさか606（京阪・地下鉄天満橋駅）◆500円◆緑の大阪、ストップ・ザ・もんじゅ、核のゴミキャンペーン関西

■「愛国」と「自己犠牲」の道徳教育を許すな！全国集会◆13：00◆エルおおさか大会議室（京阪・地下鉄天満橋駅）◆800円◆「戦争教科書」はいらない大阪連絡会

▶ 12月9日（日）原発あかん・橋下いらん・弾圧やめて！　真喜志好一・小出裕章講演会◆12：00◆すみのえ舞昆ホール（南海住之江・住吉大社駅）◆講演：真喜志好一（建築家、沖縄環境ネット）、小出裕章◆800円

▶ 12月15日（土）改憲を先取りする新しい「防衛大綱」に反対する12・15学習・討論集会へ◆17：30◆文京区民センター3C（地下鉄後楽園・三田線春日駅）◆大内要三（ジャーナリスト）「日米安保の現在と新しい防衛大綱」◆大軍拡と基地強化にNO！アクション2018

■第130回市民憲法講座「北東アジアの非核兵器地帯構想と核兵器禁止条約」◆お話：川崎哲（核兵器廃絶キャンペーンICAN国際運営委員）◆18：30◆文京区民センター2A（地下鉄後楽園・三田線春日駅）◆許すな！憲法改悪・市民連絡会

▶ 12月16日（日）憲法こそたからものpart2　憲法がかわるとどうなるの？◆青井美帆さん講演　松本ヒロさんライブ◆13：00◆きゅりあん8F大ホール（JR大井町駅）◆城南保健生活協同組合すずらんなど

■BDSjapan　発足集会～あなたもできる！イスラエル・ボイコット◆14：00◆在日韓国YMCA9階国際ホール（JR水道橋駅、地下鉄神保町駅下車）◆講演：パレスチナBDS評議会、勝俣誠（明学大名誉教授）◆BDS　japan

▶ 12月23日（日）12.23反天皇制討論集会「Alert!!!『代替わり』状況へ」◆15：30◆日本キリスト教会会館4F会議室（地下鉄早稲田駅）◆問題提起：天野恵一、小倉利丸、北野誉、桜井大子◆反天皇制運動連絡会

▶「反改憲」運動通信：1部400円（月1回発行／第14期：2018年6月～2019年5月）
▶事務局・連絡先：〒101-0063　東京都千代田区神田淡路町1-21-7　静和ビル2A　淡路町事務所気付
▶Fax：03-3254-5460 ▶E-mail：hankaiken@alt-movements.org ▶https://www.alt-movements.org/han-kaiken/
▶年間定期購読料：印刷・郵送4000円／PDF・Eメール3000円　▶郵便振替：00190-7-11558「反改憲」運動情報通信